


改正職業安定法（令和4年10月1日施行）により、職業紹介事業の運営ルールが変わりました!!

募集情報等提供事業の運営ルールが 変わりました!!

～ 求人メディア等の届出制の創設編 ～

求人メディア等について届出制がスタートしました!!

改正職業安定法（令和4年10月1日施行）により、特定募集情報等提供事業に届出制が創設されました。  令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届出が必要です。

特定募集情報等提供事業とは、「労働者になろうとする者に関する情報を収集する募集情報等提供事業」をいい、当該事業者は厚生労働大臣に届出が必要となります。

また、年に一度、事業の概況を報告する必要があります。

※ 届出は、政府の電子窓口 e-Gov からの提出となります。 <https://shinsei.e-gov.go.jp>

届出が必要なケース

- ・ 会員登録を求めている場合
- ・ メールアドレスを集めて配信している場合
- ・ 閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が不要なケース

- ・ 紙媒体でのみ情報提供している場合

届出が必要な事項は？

①名称 ②所在地 ③電話番号 ④職業紹介事業者または派遣元事業主である場合には許可番号または届出番号など
また、届出様式にはサービス名称、サイトURL等も記入が必要です。

変更・廃止届

- ・ 届出事項に変更がある場合は、変更日の翌日から30日以内、事業を廃止する場合は廃止日から10日以内に届出が必要です。

➤ 届出が必要になる事業者の範囲をみていきましょう!!

特定募集情報等提供事業者（届出が必要となる事業者）とは、募集情報等提供事業者のうち、労働者になろうとする者に関する情報を収集して情報提供に使用している事業者です。

「労働者になろうとする者に関する情報」とは？

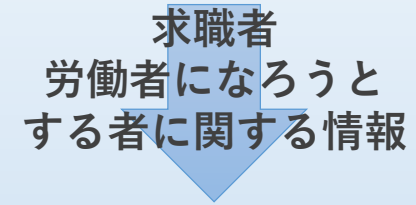
- 労働者になろうとする特定の個人を識別することができる情報のほか、個人を識別することができない情報であっても、個人の履歴やメールアドレス、サイトの閲覧履歴、位置情報等を含む情報です。
- 従って、紙媒体のみで情報提供を行っており、これらの情報を全く収集していない場合には、届出の必要はありません。

「情報提供に使用している」とは？

- 募集情報等提供の用に供することをいいます。
- 例えば、サービスの利用にあたって、会員登録を求めているケースや求職者のメールアドレスを登録し、登録したメールアドレスに求人情報を配信するようなサービスを提供しているケースなどが該当し、届出の必要があります。【届出が必要なケース】
- 一方、合同説明会の開催にあたって連絡先を収集しているものの、当日の入場管理にのみ使用し情報提供するために利用していないなど、労働者になろうとする者に関する情報を収集していたとしても、情報提供に利用していない場合には届出は不要です。【不要なケース】

➤ では、届出が必要かフロー図で確認してみましょう!!

提供する情報は、求人情報ですか？求職者情報ですか？



提供する情報は求人企業等からの依頼を受けて提供していますか？

提供する情報は求職者等からの依頼を受けて提供していますか？

はい

依頼を受けて提供

いいえ

依頼を受けず収集した
情報を提供
(クローリング等)

はい

依頼を受けて提供

いいえ

依頼を受けず収集した
情報を提供
(クローリング等)

労働者になろうとする者に関する
情報を収集して情報提供に使用し
ていますか？

労働者になろうとする者に関する
情報を収集して情報提供に使用し
ていますか？

はい

使用している

いいえ

使用してません

はい

使用している

いいえ

使用してません

1号事業者

届出が必要
です

1号事業者

届出は不要
です

2号事業者

届出が必要
です

2号事業者

届出は不要
です

3号事業者

届出が必要
です

4号事業者

届出が必要
です

(特定募集情報等提供事業者)

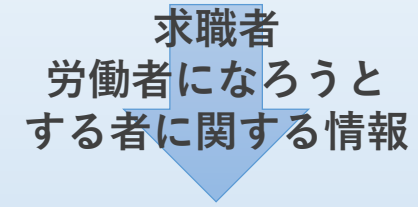
(特定募集情報等提供事業者)

(特定募集情報等提供事業者)

(特定募集情報等提供事業者)

➤ もう一つ、フロー図で確認してみましょう!!

提供する情報は、求人情報ですか？求職者情報ですか？



提供する情報は求人企業等からの依頼を受けて提供していますか？

提供する情報は求職者等からの依頼を受けて提供していますか？

はい

依頼を受けて提供

いいえ

依頼を受けず収集した
情報を提供
(クローリング等)

はい

依頼を受けて提供

いいえ

依頼を受けず収集した
情報を提供
(クローリング等)

労働者になろうとする者に関する
情報を収集して情報提供に使用し
ていますか？

労働者になろうとする者に関する
情報を収集して情報提供に使用し
ていますか？

はい

使用している

いいえ

使用してません

はい

使用している

いいえ

使用してません

1号事業者

届出が必要
です

1号事業者

届出は不要
です

2号事業者

届出が必要
です

2号事業者

届出は不要
です

3号事業者

届出が必要
です

4号事業者

届出が必要
です

(特定募集情報等提供事業者)

(特定募集情報等提供事業者)

(特定募集情報等提供事業者)

(特定募集情報等提供事業者)

➤ 届出が必要なケースをみていきましょう。例えば、

ケース①

求職者のメールアドレスを登録し、登録したメールアドレスに求人情報を配信するサービスを提供しているケース

ケース②

利用者のサイト内閲覧履歴に基づいて、その利用者におすすめ求人情報を表示する又は配信するサービスを提供しているケース

ケース③

位置情報を使用し、その情報に基づいて近くで募集されている求人情報を表示するサービスを提供しているケース

ケース④

求職者の経歴や希望職種等の登録を求め、その登録情報を求人企業に提供しているケース

➤ 次のようなケースは届出の必要がありません。

ケース①

合同企業説明会の開催にあたって連絡先を収集しているが、当日の入場管理のみに使用し、情報提供するために利用していないケース

ケース②

利用者のサイト閲覧履歴は確認できるが、情報提供の内容には何ら影響を与えないケース

ケース③

利用者全体の閲覧履歴は把握しているが、求人情報等の表示順の最適化のために使用しているのみで、利用者ごとの情報提供の内容自体には何ら影響を与えないケース

➤ 次のようなケースは職業紹介事業の許可等が必要です。

許可必要

いわゆるリコメンドと呼ばれるように、特定の情報を当該者の判断により選別した情報のみを提供する、又は自らの判断により選別した提供相手にのみ情報提供するなど、特定の情報を選別・加工して提供するケース

➤ 事業の種類と届出の要否、職業安定法との関係を整理しましょう。

職業安定法第4条第6項のうち、第1号～4号までの考え方と届出の要否については、以下のとおりです。

提供する情報	提供する情報の収集方法（例）	事業類型	届出要否	該当サービス（例）
求人情報	<ul style="list-style-type: none"> 求人企業から提供 職業紹介事業者から提供 他の求人メディアからの依頼 	1号事業者（特定募集情報等提供事業者）	必要	<ul style="list-style-type: none"> 求人サイト 求人情報誌 求人情報を投稿するSNS
		1号事業者	不要	
	<ul style="list-style-type: none"> ウェブ上からクロール 他の求人メディアの転載 	2号事業者（特定募集情報等提供事業者）	必要	<ul style="list-style-type: none"> クロール型求人サイト ハローワーク情報の転載サイト
		2号事業者	不要	
労働者になろうとする者に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 求職者が登録 職業紹介事業者からの情報提供 	3号事業者（特定募集情報等提供事業者）	必要	<ul style="list-style-type: none"> 人材データベース 求職者情報を登録、投稿するSNS
	<ul style="list-style-type: none"> ウェブ上からクロール 他の求人メディアの転載 	4号事業者（特定募集情報等提供事業者）	必要	<ul style="list-style-type: none"> クロール型人材データベース

【職業安定法第4条第6項】（抜粋）

この法律において「募集情報等提供」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 労働者の募集を行う者等（労働者の募集を行う者、募集受託者（第39条に規定する募集受託者をいう。第3号、第5条の3第1項、第5条の4第1項及び第2項並びに第5条の5第1項において同じ）又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者（以下この項において「職業紹介事業者等」という。）をいう。第4号において同じ。）の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。）次号において同じ。）に提供すること。
- 三 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。
- 四 前号に掲げるもののほか、労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

➤ 届出の詳細とお問い合わせ先は、こちら

■ 届出先

政府の電子窓口 e-Gov からとなります。

<https://shinsei.e-gov.go.jp>

※届出書等の様式については、e-Gov内の「**手続検索**」→「**手続分野分類から探す**」→「**雇用・労働**」（大分類）→「**雇用**」（中分類）→「**特定募集情報等提供事業**」（小分類）の各手続きページ内をご覧ください。

届出はすべて e-Gov からの
提出となります!!
(労働局への提出ではありません)

■ 届出の詳細について

届出や提出方法の詳細については「**募集情報等提供事業の業務運営要領**」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179548.html>

制度の詳細についてのQ & Aを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000965559.pdf>

■ 届け出た事業者は、厚生労働省人材サービス総合サイトに掲載されます。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

■ お問い合わせ先

東京労働局 需給調整事業部

・届出に関することは、

需給調整事業第一課

☎ 03-3452-1472

・事業運営に関することは、

需給調整事業第二課

☎ 03-3452-1474 まで

ご視聴、ありがとうございました。

本資料は、東京労働局ホームページからダウンロードできます。

東京労働局 > 目的や内容でさがす > 労働者派遣・職業紹介事業 > 特定募集情報等提供事業関係